

# 補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について

〔平成 18 年 12 月 24 日  
行政改革推進本部決定〕

## 1 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」の対象となる基金及び公益法人の行う融資等業務の見直し

補助金等の交付により造成した基金及び公益法人の行う融資等業務については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）並びに「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行革推進法」という。）第 14 条第 3 号に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容等は、以下のとおりである。

基金法人所管府省及び融資等業務所管府省（補助金等の交付により又は法令に基づき公益法人に融資等業務を行わせている府省をいう。以下同じ。）は、今般の措置内容等及び基金基準に定める措置が着実に実行されるよう法人の指導監督を行う。特に、国からの補助金等に関し国庫への返納を行うこととした基金については、これが確実に実施されるよう法人の指導監督を行う。このため、基金法人所管府省は、必要に応じて基金基準に基づく補助金交付要綱等の改正を法人と協議した上で実施する。

### （1）主要な措置

- ア 基金法人は、基金基準に基づき算出した保有割合が「1」を大幅に上回る等の場合、原則として、国からの補助金等の国庫への返納等を行い、適切な規模に縮減する。
- イ 融資等業務実施公益法人（補助金等の交付を受けて又は法令に基づき融資等業務を行っている公益法人をいう。以下同じ。）は、直近 3 年以上実績がない事業等について特段の事情がない限り廃止するとともに、保証割合が 100%の債務保証事業について民間の自発的な活力を引き出す観点から原則として部分保証を導入する。
- ウ 基金法人所管府省は、原則として、10 年を超えない範囲内で事業を終了する時期を設定する。
- エ 基金法人及び融資等業務所管府省は、原則として、平成 21 年度において、目標達成度の評価を行い、当該評価の結果及び事業の実績を踏まえ、事業の継続の必要性、基金又は補助金等の規模が適切かどうかについて検証し、必要な見直しを行う。

オ 基金法人所管府省及び融資等業務所管府省は、上記の見直しを的確なものとするため、原則として、事業の効果又は実績に着目して定量的な目標を設定する。

カ 国・地方行政改革担当大臣は、エの見直しの結果を取りまとめる。

キ 融資等業務実施公益法人は、基金基準に準じて融資等業務に関する事項について公表するとともに、融資等業務所管府省においても、同様の公表を行う。

## (2) 基金及び公益法人の行う融資等業務ごとの措置

上記(1)に掲げる措置等のほか、基金及び公益法人の行う融資等業務ごとの措置内容等は、別表1のとおりである。

## 2 「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」の対象となる法人の見直しについて

特別の法律により設立される法人については、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき見直しを行ってきたところであり、法人ごとの措置内容等は、別表2のとおりである。

所管府省は、今般の措置内容等及び当該基準に定める措置が着実に実行されるよう法人の指導監督を行う。

## 3 特殊法人の行う融資等業務の見直し

特殊法人(現行政策金融機関、住宅金融公庫及び株式会社であるもの以外のもの)の行う融資等業務については、行革推進法第14条第2号の規定等に基づき見直しを行ってきたところであり、特殊法人ごとの措置内容等は、別表3のとおりである。

【別表1】

**防衛庁**

【基金を保有する法人（基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。）】

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(財)防衛施設 周辺整備協会	合衆国軍隊事故被害者救済融資基金(合衆国軍隊事故被害者救済融資事業)	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施

**財務省**

【基金を保有する法人】

法人名	基金名	措置内容等
日本酒造組合中央会	信用保証基金	平成19年度から部分保証を導入(従来100%保証)
	単式蒸留しょうちゅう業対策基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施

**文部科学省**

【基金を保有する法人（基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。）】

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(財)私学研修 福祉会	私立学校施設高度化推進支援基金(私立学校施設高度化推進利子助成金交付事業)	平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成19年度以降、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納

**厚生労働省**

【基金を保有する法人（基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。）】

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(財)高年齢者 雇用開発協会	緊急雇用創出特別基金	平成19年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納 平成19年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 基金事業の完了後、速やかに国からの補助金の残額を国庫へ返納
(財)こども未 来財団	こども未来基金(融資利子補給事業)	平成18年度をもって利子補給事業を廃止し、新規申請の受付を終了
(社)国民健康 保険中央会	国保特別対策基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施

## 農林水産省

【基金を保有する法人（基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。）】

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(社)国際農林業協力・交流協会	差額補填資金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(財)食品流通構造改善促進機構	食品流通構造改善対策債務保証事業基金(食品流通構造改善対策債務保証事業)	遅くとも平成20年度までに部分保証の導入(従来100%保証)、保証料の適正化及び審査の厳格化を実施
	食品流通構造改善緊急対策事業資金(食品流通構造改善緊急対策事業)	平成18年5月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納
	食品小売業等環境対策基盤強化事業助成資金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(社)大豆供給安定協会	備蓄基金	同上
(社)米穀安定供給確保支援機構	もち米需給安定支援対策基金	平成19年度から民間資金のみで事業を実施することとし、同年度に国からの補助金等の残額の全部を国庫へ返納
	過剰米短期融資円滑化資金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(財)全国瑞穂食糧検査協会	検査機器リース事業基金	新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
(社)日本米穀小売振興会	米穀販売業流通合理化推進事業	平成18年4月、9月及び10月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
日本米穀小売商業組合連合会	米穀販売業流通合理化推進事業	新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
(財)全国米穀協会	米穀販売業流通合理化推進事業	平成18年10月及び11月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
(社)全国米麦改良協会	米流通安心確保対策事業費補助金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施

(社)日本水産資源保護協会	コイヘルペスウイルス病まん延防止事業	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(財)残留農薬研究所	新農薬等開発促進事業	平成18年8月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
(社)農林水産航空協会	農林水産航空乗員養成費貸付事業	同上
(財)中央果実生産出荷安定基金協会	果実生産出荷安定資金	平成18年度に果実生産出荷安定資金、果樹特別対策資金及びパインアップル対策資金を統合し事業実施を効率化
	果樹特別対策資金	
	パインアップル対策資金	
	特定畑作物等対策資金	
(財)日本特産農産物協会	いぐさ・畳表構造改革緊急支援資金	平成18年9月に事業内容を見直し、事業実施を効率化
	高品質なたね産地確立対策資金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	いもでん粉工場再編整備民間団体事業推進費補助金	
	いもでん粉工場再編整備等対策資金	
(社)中央畜産会	経営効率化機械緊急整備リース助成基金	新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
	畜産生産技術高度化機械リース助成基金	
(社)全国畜産経営安定基金協会	畜産経営維持安定特別対策基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(社)配合飼料供給安定機構	異常補てん積立基金	同上
	備蓄基金	平成18年度に国からの補助金等の一部を国庫へ返納
全国農業協同組合連合会	大豆作経営安定資金	平成18年産分をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了
全国主食集荷協同組合連合会	大豆作経営安定資金	同上
(社)全国鶏卵価格安定基金	鶏卵価格差補てん交付準備金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(社)全日本卵価格安定基金	鶏卵価格差補てん交付準備金	同上
(社)全国農地保有合理化協会	農地保有合理化法人債務保証基金(農地保有合理化法人債務保証事業)	遅くとも平成20年度までに部分保証を導入(従来100%保証)

(社)全国農地保有合理化協会	遊休農地整備特別対策融資事業基金	平成18年8月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
	農地保有合理化事業貸付原資基金	
	長期育成貸付原資基金(農地保有合理化促進事業(長期育成タイプ))	平成19年度に長期育成貸付原資基金、担い手育成貸付原資基金、経営支援出資事業資金貸付原資基金及び担い手総合支援事業資金貸付原資基金を統合し事業実施を効率化 基金統合と併せて農地の買入単価の見直しにより、基金規模の増大を抑制
	担い手育成貸付原資基金(農地保有合理化促進事業(事業関連タイプ及び担い手育成タイプ))	
	経営支援出資事業資金貸付原資基金(農業生産法人経営支援出資事業)	
	担い手総合支援事業資金貸付原資基金	
	農地保有合理化法人機能強化事業基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	農地売買円滑化事業基金	
農地保有合理化緊急売買促進事業基金		
緊急加速リース支援事業貸付原資基金(経営構造改革緊急加速リース支援事業)	平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成18年度に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 平成19年度以降、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納	
(財)農林水産長期金融協会	農山漁村振興基金(農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業)	平成19年度に支部の庶務・経理事務を本部に一元化し、業務コストを削減
(財)全国土地改良資金協会	土地改良負担金対策資金(土地改良負担金総合償還対策事業)	平成19年度から平成21年度までの各年度に国からの補助金等の一部を国庫へ返納
(財)日本木材総合情報センター	木材供給高度化設備リース促進資金	平成18年8月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納

(財)日本木材総合情報センター	先駆的木造施設利子助成事業特別資金	平成18年5月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
	木材産業高度化促進特別資金	新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
	木材産業体質強化対策特別資金	
全国木材協同組合連合会	木材産業体質強化特別資金	平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成19年度以降、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
	木材供給高度化設備リース促進資金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
全国森林組合連合会	緑の雇用担い手対策資金	同上
(社)大日本水産会	資源回復等推進支援事業造成基金(資源回復等推進支援事業のうち経営資源移譲円滑化事業)	平成19年度をもって経営資源移譲円滑化事業を廃止
	漁協経営基盤強化推進基金(漁協経営基盤強化推進基金)	平成19年度をもって基金事業を廃止予定であるが、漁協の経営状況等にかんがみ必要と思われる場合は事業の継続を検討
	漁船リース料助成基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	国際漁業再編対策事業資金	
	ノリ養殖業構造調整・競争力強化助成基金	
(社)漁業信用基金中央会	漁業運転資金融通円滑化対策事業資金	同上
	中小漁業関連資金融通円滑化事業資金	
	認定漁協資金融通円滑化事業資金	
全国漁業協同組合連合会	漁業経営安定特別対策基金	平成18年度中に基金事業の内容を見直し
(財)魚価安定基金	水産物調整保管事業資金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	損失及び買取資金貸付事業資金(損失及び買取資金貸付事業)	
漁船保険中央会	漁船保険振興事業資金	同上

(財)日韓・日中新協定対策漁業振興財団	新日韓漁業協定関連対策特別基金(日本海沿岸漁業等経営安定資金融通助成事業、漁具損害特別資金助成事業)	平成19年度に、利子補給事業に係る配分額を減額し再配分する方向で見直し
	新日中漁業協定関連対策特別基金(日中関連水域沿岸漁業等経営安定資金融通助成事業、中国漁船漁具損害対策事業)	平成18年度に、利子補給事業に係る配分額を減額し再配分する方向で見直し
(財)海外漁業協力財団	貸付事業資金(貸付事業資金)	平成18年8月に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 平成18年度中に貸付事業を効率的・効果的に実施するための内部体制を整備し、客観的に公益性、リスク等を評価
	南太平洋漁業振興基金(南太平洋漁業振興対策事業)	平成18年10月をもって基金事業を廃止し、国からの補助金等の全部を国庫へ返納
(財)漁場油濁被害救済基金	防除清掃費助成事業資金	平成18年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納
(社)全国海水養魚協会	持続的養殖推進リース助成基金	平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成19年度以降、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納

【補助金等により融資等業務を行う公益法人】

法人名	事業名	措置内容等
(社)配合飼料供給安定機構	備蓄用サイロ建設利子補給事業	平成18年度をもって廃止

【民間資金のみにより融資等業務を行う公益法人】

法人名	事業名	措置内容等
(社)米穀安定供給確保支援機構	過剰米短期融資事業	平成19年度から外部監査を導入し、事業の透明性を確保
	信用保証事業	平成19年度から外部監査を導入し、事業の透明性を確保 事業を安定的に運営するため、保証料率の引上げ、物的担保の徴求等を実施
(社)全国肉用牛振興基金協会	生産者積立金融事業	当該事業に係る財務情報の区分公表及び監査について公益法人の業務監査に精通した監査法人への変更を実施
	都道府県協会運営資金融資事業	
(財)日本木材総合情報センター	債務保証事業	事業再開までに部分保証の導入(従来100%保証)、保証料等の適正化、審査体制の厳格化等の見直しを行った上で、可能な限り早期に事業を再開
(社)ジェイエイバンク支援協会	貸付事業	農協系統金融機関の貯金者の保護等信用秩序の維持というセーフティネットの役割を果たすよう事業を実施
	債務保証事業	
	出資事業	
	利子補給事業	

(社)ジェイエフマリンバンク支援協会	貸付事業	漁協系統金融機関の貯金者の保護等信用秩序の維持というセーフティネットの役割を果たすよう事業を実施
	債務保証事業	
	出資事業	
	利子補給事業	

## 経済産業省

【基金を保有する法人(基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。)]

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(財)阪神・淡路大震災復興基金	新産業構造拠点地区形成促進基金	新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
(財)ベンチャーエンタープライズセンター	債務保証基金(債務保証事業)	平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成19年度以降、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
(社)電炉業構造改善促進協会	債務保証事業基金(債務保証事業)	平成20年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成21年度以降、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
(社)日本鉄源協会	債務保証基金(債務保証事業)	同上
(社)プラスチック処理促進協会	債務保証基金	平成18年12月に国からの補助金の一部を国庫へ返納 新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
(財)航空機国際共同開発促進基金	航空機国際共同開発促進基金(開発助成事業)	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(財)古紙再生促進センター	債務保証事業基金	平成18年12月に国からの補助金の全額を国庫へ返納し、同月から民間資金のみで事業を実施
(社)日本タンナーズ協会	皮革製造業再編特別対策事業基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(社)日本皮革産業連合会	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金	同上
特定非営利活動法人 日本靴工業会	革靴製造業基盤強化特別対策事業基金	同上
(社)潤滑油協会	潤滑油製造業近代化基金	同上

(社)全国石油協会	揮発油販売業経営合理化基金(信用保証事業)	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金(異業種進出・転換円滑化利子補給事業)	平成18年度中に石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金、品質管理基金、特定事業基金及び揮発油販売業経営合理化指導基金を統合し環境・安全等対策基金(仮称)を設置
	品質管理基金	平成18年度及び平成19年度以降に国からの補助金の一部を国庫へ返納
	特定事業基金	
	揮発油販売業経営合理化指導基金	
(財)新エネルギー財団	中小水力発電事業に係る利子補給事業のための利子補給基金	新規申請の受付を終了した適切な規模の基金であることから、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
(社)全国信用保証協会連合会	経営安定関連保証等特別基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	特定中堅企業金融円滑化特別基金	平成19年度及び平成20年度以降に国からの補助金の一部を国庫へ返納
日本商工会議所	保証事業等に係る信用基金	平成19年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納 平成19年度に保証割合を90%に引下げ(従来100%保証)
全国商工会連合会	保証事業等に係る信用基金	同上
	商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
全国商店街振興組合連合会	商店街振興基金	同上

【補助金等により融資等業務を行う公益法人】

法人名	事業名	措置内容等
(社)全国石油協会	構造改善促進利子補給事業	平成18年度をもって廃止 平成19年度予算要求については取りやめ 後年度負担の支払財源を含め、環境・安全等対策基金(仮称)に移行して実施
(財)天然ガス導入促進センタ	利子補給事業(地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費)	平成22年度をもって事業を廃止し、新規申請の受付を終了

## 国土交通省

【基金を保有する法人（基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。）】

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(財)交通遺児育英会	交通遺児に対する奨学金貸与事業(高等学校奨学金貸与事業)	遅くとも平成20年度までに本事業の運営を透明化するために他の事業との区分経理を行うとともに、償還金の回収を強化するために返還方法を原則口座振替とすることや滞納者への戸別訪問を実施 今後返還される額が新規貸付額を上回り、貸付残高が減少する場合、当該減少分における補助金相当額を国庫へ返納 (本欄の措置内容等について法人所管府省の内閣府及び文部科学省と連携して実施)
(財)建設業振興基金	信用・指導基金(債務保証事業)	平成20年度に保証割合を90%に引下げ(従来100%保証)
	建設業安定化基金(建設業安定化債務保証事業)	民間工事に係る債務保証事業について、遅くとも平成20年度までに部分保証を導入(従来100%保証)
(財)不動産流通近代化センター	信用・指導基金(債務保証事業)	平成18年度をもって共同開発資金、共同情報処理事業資金及び流通機構を通じた不動産取得資金に対する債務保証事業を廃止し、当該事業の廃止等を踏まえ、平成19年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納 平成19年度に保証割合を90%に引下げ(従来100%保証) 平成19年度に債務保証限度額を900億円から引下げ、審査書類の省力化等手続の簡素化、業界団体を通じた本事業の周知を実施
(財)民間都市開発推進機構	事業促進支援基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	民間都市再生基金(債務保証事業)	平成19年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納
	まち再生参加業務円滑化基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
	まち再生基金(まち再生出資事業)	都市再生特別措置法の規定に基づき、平成23年度までに政策目的の達成度等について検討を加え、必要な措置を実施
(財)日本賃貸住宅管理協会	住宅循環円滑化保証基金	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(財)高齢者住宅財団	高齢者居住安定基金(マンション建替え等融資債務保証事業、リフォーム融資債務保証事業)	平成18年度に家賃債務保証事業と基金を統合し国からの補助金等の一部を国庫へ返納 事業コストやリスク情報を含む財務情報を開示
(財)住宅保証機構	住宅保証基金	住宅の売主等による保険への加入等、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための制度整備を検討中であり、制度整備に伴い、必要な措置を実施
	住宅完成保証基金	平成18年度に国からの補助金の全部を国庫へ返納し、平成19年度から民間資金のみで事業を実施

(社)全国市街地再開発協会	民間再開発促進基金(債務保証事業)	平成 18 年度に保証割合を 80%に引下げ(従来 100%保証)
	街なか居住再生ファンド(街なか居住再生ファンド)	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
(財)交通遺児育成基金	交通遺児育成基金事業	同上
日本自動車整備商工組合連合会	自動車整備近代化資金	平成 22 年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 平成 23 年度以降、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納

【補助金等により融資等業務を行う公益法人】

法人名	事業名	措置内容等
(財)民間都市開発推進機構	N T T - A 型無利子貸付事業	平成 16 年度をもって新規貸付を終了しており、引き続き適切に債権管理を実施 本事業の在り方については、社会資本整備特別措置法の見直しの際に廃止を含め検討
	P F I 無利子貸付事業	現在の利用実績にかんがみ、制度運用の改善を検討
	都市再生無利子貸付事業	都市再生特別措置法の規定に基づき、平成 23 年度までに政策目的の達成度等について検討を加え、必要な措置を実施
	出資・社債等取得事業(貸付け)	
	出資・社債等取得事業(出資)	
	融通事業	平成 20 年度に予定されている日本政策投資銀行の民営化に向けて見直しを行い、民営化までに必要な措置を実施

【民間資金のみにより融資等業務を行う公益法人】

法人名	事業名	措置内容等
(財)日本建築防災協会	耐震改修債務保証事業	住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の 75%から平成 27 年度までに少なくとも 90%に引き上げることとしている本事業の目標を達成するよう実施

環境省

【基金を保有する法人(基金を保有し、融資等業務を行う公益法人を含む。)]

法人名	基金名 (見直し対象となっている融資等業務の事業名)	措置内容等
(財)日本環境協会	土壌汚染対策基金	平成 19 年度に国からの補助金等の一部を国庫へ返納 土地所有者等向けの相談窓口を設置 国民への普及活動を強化

<p>(財)日本環境協会</p>	<p>環境修復・創造支援基金 (環境修復・創造支援利子助成事業)</p>	<p>監査の充実を図るため、平成 20 年度を目途に公認会計士による外部監査を導入</p>
<p>(財)産業廃棄物処理事業振興財団</p>	<p>債務保証基金(債務保証事業)</p> <hr/> <p>産業廃棄物適正処理推進基金 補助率が 1 / 2 及び 1 / 3 のもの</p> <hr/> <p>産業廃棄物適正処理推進基金 補助率が 3 / 4 のもの</p>	<p>今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施</p>

【別表 2】

法人名（所管府省）	措置内容等
日本証券業協会 (金融庁)	<p>登録手数料について、人件費、物件費等算定根拠を可能な限り具体的に示し、透明化・明確化を図る。</p> <p>法人及び金融庁は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
損害保険料率算出機構 (金融庁)	<p>法人及び金融庁は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
生命保険契約者保護機構 (金融庁・財務省)	<p>法人の会計のより一層の透明化を図るため、公認会計士による監査を法人において実施する。</p> <p>法人並びに金融庁及び財務省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
健康保険組合連合会 (厚生労働省)	<p>補助金等の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、健康保険組合に対する補助金等に係る交付要件等の周知及び交付状況の公開を一層促進する。また、厚生労働省は、法人からの事業及び決算に関する報告等を受け、必要に応じ、法人に対し、補助金等の適正化に関する監査を実施するための体制を整える。</p> <p>法人の会計のより一層の透明化を図るため、公認会計士による監査を法人において実施する。</p> <p>法人及び厚生労働省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
国民年金基金連合会 (厚生労働省)	<p>効率化を進め補助に係る一般管理費を削減する等により、経常的経費に係る補助金を、今後5年間で10%削減する。</p> <p>法人の会計のより一層の透明化を図るため、公認会計士による監査を法人において実施する。</p> <p>法人及び厚生労働省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
船員災害防止協会 (厚生労働省・国土交通省)	<p>効率化を進め補助に係る一般管理費を削減する等により、経常的経費に係る補助金を、今後5年間で10%削減する。</p> <p>法人並びに厚生労働省及び国土交通省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>

<p>全国土地改良事業団体連合会 (農林水産省)</p>	<p>補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、法人に対する業務監査の強化及び法人における内部管理等の強化により、業務監査を厳格化する。</p> <p>役員に当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用する。</p> <p>法人の会計のより一層の透明化を図るため、公認会計士による監査を法人において実施する。</p> <p>法人及び農林水産省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
<p>全国食肉業務用卸協同組合連合会 (農林水産省)</p>	<p>補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化の観点から、法人に対する業務監査体制の強化及び法人における内部管理等の強化により、業務監査を強化する。</p> <p>自主事業の推進により自己収入の拡大を図る。</p> <p>役員に当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用する。</p> <p>法人及び農林水産省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
<p>日本商品先物取引協会 (農林水産省・経済産業省)</p>	<p>法人は、外務員の登録手数料の積算根拠について更なる透明化を図る。</p> <p>農林水産省及び経済産業省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
<p>原子力発電環境整備機構 (経済産業省)</p>	<p>法人及び経済産業省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>
<p>全国石油商業組合連合会 (経済産業省)</p>	<p>補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、事業ニーズを的確に把握するとともに、交付決定に係る審査をより厳格に実施する。</p> <p>役員に当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用する。</p> <p>法人の会計のより一層の透明化を図るため、公認会計士による監査を法人において実施する。</p> <p>法人及び経済産業省は、法人の業務及び財務等に関する資料をホームページに掲載する等により、情報公開を促進する。</p>

【別表 3】

法人名（所管府省）	措置内容等
日本自転車振興会 （経済産業省）	日本自転車振興会の行う融資等業務については、これを廃止する。
（財）日本船舶振興会 （国土交通省）	（財）日本船舶振興会の行う融資等業務については、実績の乏しい事業の廃止を行う等、これを真に必要なものに限定する。 また、当該業務に係る定期的な見直し制度を導入するとともに、情報公開を更に徹底する。

（注）日本私立学校振興・共済事業団については、助成業務（融資等業務を含む）の中期目標、中期計画及び評価等について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の関係規定を準用していることから、独立行政法人の行う融資等業務と一体的に見直しを行った。